

鎮西学院運転者服務規程

学校法人 鎮西学院

鎮 西 学 院 運 転 者 服 務 規 程

(目的)

第1条 この規程は、車両の安全運転をはかるため学校の車両を運転する者が服務上守らなければならない事項を定めたものである。

(運転者の心得)

第2条 運転者は運転にあたって人命尊重と安全を第一とし、常に交通道德の厳守と互譲の精神を旨として生徒の指導にあたること。

(健康の保持)

第3条 運転者は安全運転を行うため常に健康を保持し、次の各号に定める事項に配慮しなければならない。

- (1) 明朗化に務めること。
- (2) 常に十分な睡眠をとるよう心がけること。
- (3) 同僚と和をはかり明朗な職場づくりに務めること。

(運転時の態度)

第4条 運転者は制服を着用し、姿勢を正して常に身の清潔に留意し生徒の範となるよう務めなければならない。

(過労の申出)

第5条 運転者は過労・疾病・飲酒・その他の理由により、安全な運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を管理責任者に申し出なければならない。

(乗車準備)

第6条 運転者は運転を行うにあたっては、次の各号に定める事項の点検または確認を行うものとする。

- (1) 運転命令および指示、伝達事項の確認をすること。
- (2) 運転免許証、携帯品および車両備付器具などの確認をすること。
- (3) 常に車の整備、清掃を行い軽油、オイルなどの準備を怠らず不時の運転にも即応できるよう心がけること。
- (4) 給油は原則として学校指定の給油所を利用すること。

(運転記録)

第7条 運転者は運転記録および車両状態を運行部長に報告しなければならない。

(運転の変更)

第 8 条 運転者は運行部長の許可なくてみだりに運転を変更し、または担当車両を他に運転させてはならない。運転を交替するときは、かじ取り装置その他主要部分の機能状況について引継ぎを確実に行わなければならない。

(安全運転義務)

第 9 条 運転者は運転中に考え事または生徒との雑談をさけ安全運転専一に務めなければならない。

(運転上の厳守事項)

第 10 条 運転者は運転にあたっては交通法令に定められているものの他、次の各号に定める事項を特に厳守しなければならない。

- (1) 停車中の乗合自動車の側方を通過するときは徐行または一時停止すること。
- (2) 追越し禁止場所および徐行すべき場所の付近において加速し、または他の車両を追越さないこと。
- (3) 踏切を通過するときは変速操作をしてはならない。
- (4) 踏切は一時停止し左右の安全を確認して通過しなければならない。
- (5) 一時停止をするときは急制動をかけないようにする。
- (6) 勾配の急な下り坂においては原則としてエンジンプレーキを使用すること。
- (7) 狭い道路において歩行者または軽車両と接近して通行する時は徐行すること。
- (8) 生徒の乗降に際しては必ず確認をすること。
- (9) 路面が積雪または凍結しているときは横滑りに注意すること。
- (10) あいさつの励行。

(交通事故の処置)

第 11 条 運転者が万一出先で交通事故を起こした時は直ちに被害者の救護と所轄警察署へ急報、その他臨機応変の処置を行ったのち、すみやかにその状況を運行部長または安全運転管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

(交通違反の報告)

第 12 条 運転者が交通法令に違反したとき、あるいはその状況およびその旨をすみやかに運行部長に報告しなければならない。

(故障および破損の報告)

第 13 条 運転者は公務中に車両の破損あるいは故障を生じたとき、また、これらを発見したときは当該車両の管理者に報告しその指示に従わなければならない。

(身上異動の報告)

第 14 条 運転者は運転免許の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに当該変更事項を運行部長に届けなければならない。

(提 案)

第 15 条 運転者は安全運転に関する意見を積極的に運行部長に提案するよう務めなければならない。

1 9 9 4 年 4 月 1 日